平成２４年（フ）第２４号
青森県弘前市大字西ケ丘町11―27　加藤住宅104号室、住民票上の住所青森県青森市矢作２丁目３番30号
債務者　須藤　　弦
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３６５号
愛知県小牧市大字二重堀908番地１　メゾン千里夢101号
債務者　小林　初美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８０号
名古屋市中川区高畑３丁目115番地　グリュックハーベン301号
債務者　木下　千晴
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
松江市山代町472番地１　前角マンション103号
債務者　松下　二郎
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
松江市美保関町森山707番地３
債務者　須貝　博明
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
青森県むつ市大字関根字南関根270番地163
債務者　渡谷　拓也
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
青森市大字大野字若宮18番地12
債務者　戸田　隆広
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
青森市けやき１丁目18番21号
債務者　斉藤久里子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５５号
大阪府豊能郡能勢町平野129番地の９
債務者　米田美代子（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７号
宮城県登米市中田町宝江新井田字外ノ目15番地１
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１７号
北海道滝川市東町６丁目３番29号　星井第３コーポ22号室
債務者　平木　厚志
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
神奈川県小田原市板橋596番地
債務者　日下部佳伸
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２８号
神奈川県厚木市下依知368番地２
債務者　平野　弘次
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８０号
新潟市西区小新大通１丁目８番61号
債務者　浅見　　紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８号
新潟市中央区紫竹山７丁目８番28号　シャルムトーコー201号、前住所新潟市中央区南笹口２丁目８番５号　ブルーハウスⅡＤ―106号
債務者　阿部　栄治
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
新潟県村上市坂町623番地350
債務者　横山　　龍
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３７号
新潟県新発田市荒町1854番地１
債務者　皆川あけみ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部